

対象事業者代表者 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

業務管理体制の整備に関する報告書の提出について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）により、障がい者（児）施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務付けられております。

つきましては、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査実施要領（平成 26 年 4 月 1 日施行）に基づき、貴法人の業務管理体制に関する届出事項に関する確認検査（一般検査）の実施にあたり、下記のとおり、業務管理体制に関する報告書の提出をお願いします。

記

- 1 令和 5 年度の対象事業者  
本部が大北、長野、北信圏域にある法人（事業者）
- 2 提出書類  
業務管理体制に関する報告書  
（別紙）事業所指定状況票
- 3 提出部数  
1 部
- 4 提出期限  
令和 5 年 8 月 21 日（月）
- 5 提出先  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県健康福祉部障がい者支援課 施設支援係
- 6 確認検査の概要  
（1）検査対象事業者  
長野県に対し業務管理体制の整備に関する届出を行った下記ア～オの事業者  
○障害者総合支援法に基づくもの  
ア 障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設設置者（障害者総合支援法第 51 条の 2）  
イ 一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者（障害者総合支援法第 51 条の 31）

○児童福祉法に基づくもの

ウ 障害児通所支援事業者（児童福祉法第 21 条の 5 の 26）

エ 障害児入所施設設置者（児童福祉法第 24 条の 19 の 2）

オ 障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 38）

※平成 26 年度から定期的（概ね 3 年に 1 回）に確認検査（一般検査）を実施しています。

(2) 検査の実施方法

本通知により業務管理体制報告書を提出いただき、書面検査の方法により実施します。

なお、内容に不備が認められた場合には、運用状況を確認します。

7 その他

関係通知及び報告書様式データ等は長野県公式ホームページに掲載しております。

(URL)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/todokede.html>

「長野県トップページ」→「健康・福祉」→「障がい者福祉」→「障害福祉サービス」

→「障害福祉サービス事業者向け情報」→「障害福祉サービス事業者の皆様へ」

→「14 業務管理体制の届出について」→「業務管理体制の整備に関する報告等の提出について」

(問合せ先)

担当 施設支援係 吉田

電話（直通） 026-235-7149

F A X 026-234-2369

電子メール [fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp](mailto:fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp)